

**令和 7 年度エシカル消費推進のための広報活動委託業務
仕様書（案）**

この仕様書は、長野県（以下、「県」という。）が委託事業者（以下「受託者」という。）に対して、「令和 7 年度エシカル消費推進のための広報活動委託業務」を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 件名

令和 7 年度エシカル消費推進のための広報活動委託業務

2 委託期間

契約日から令和 8 年（2026 年） 2 月 20 日（金）まで

3 業務概要

県民一人ひとりの良心と結びついた消費行動が、事業者生産活動に影響を与え、持続可能な未来をつくる好循環が構築された長野県を目指すため、テレビ CM の制作・放映と各種媒体による広報を通じて「エシカル消費」の認知度を向上させる。

4 主な業務スケジュール

年月	業務内容
令和 7 年 9 月中旬	・ 契約予定日
令和 7 年 9 月中旬から 11 月上旬まで	・ テレビ CM 制作
令和 7 年 11 月上旬から令和 8 年 1 月下旬頃まで	・ テレビ CM 放映・YouTube 広告等配信 ・ WEB バナー広告等出稿
令和 8 年 2 月 20 日	・ 業務完了報告書の提出

5 業務内容

下記 (1)～(4)について、効果的な実施方法の提案及び実施を求める。

(1) テレビ CM の制作および放送

ア 広報の対象・制作方針

年代や地域の隔たりなく、できる限り多くの方々に向けて、日々の生活で意図せずに行っているエシカル消費を認知させる内容とするが、よりエシカル消費の普及に効果が期待できる提案がある場合にはこの限りではない。

イ テレビ CM 作品の長さ及び制作本数

15 秒フリースポットテレビ CM 1 本を原則とするが、より効果が期待できる提案がある場合にはこの限りではない。

ウ 放映期間

令和 7 年 11 月上旬から 3 カ月程度。

可能な限り年末年始に放映が集中するようにすること。

エ 放送局

原則、県内民放 4 局全て

オ 使用動画

5（1）アで制作した動画と、当課から提供する下記4種の動画素材を使用すること。

- ・エシカル消費 やさしい選択編 https://www.youtube.com/watch?v=aV_jz4CnHLAc
- ・エシカル消費 4つの視点編 <https://www.youtube.com/watch?v=BpGD0pzeu4M>
- ・エシカル消費 信州産を選ぼう編 <https://www.youtube.com/watch?v=BrKESIhoQs8>
- ・エシカル消費 遠くから運ぶより編 <https://www.youtube.com/watch?v=N9o8Yk9EOAA>

カ 制作したCMは、放映前に内容の確認を県くらし安全・消費生活課に行くこと。

キ 制作したCMは、放映開始日前日までに、動画を収録したDVD-R2部を複製可能な形式で納品すること。

ク 制作したCMは、県民向けの広報用資料として市町村、小売店等に提供する等して広く啓発に活用するため、委託契約期間終了後も受託者に許可を求めることなく使用可とすること。

ケ 前項の理由から、制作するテレビCMは、表現内容に工夫をし、複数年にわたって使用ができるような内容とする。

（2）インターネット広告の企画・出稿・運用管理

ア 広告媒体

以下の媒体でのバナー広告を基本とし、委託者と受託者が協議の上、決定する。その他の媒体の提案も可とする。なお、委託者が管理するWEBサイト「長野県版エシカル消費特設サイト」(<https://www.nagano-shohi.net/ethical/>)に誘導できるものとする。

- ・LINE上での広告

イ 広報の対象

- ・範囲：長野県全域
- ・年齢層：18歳～30歳の若年層をメインの対象とする。

ウ 掲載期間

令和7年11月上旬から3カ月程度。

掲載期間については、上記を基本とし、開始・終了時期等の詳細は、委託者と受託者が協議の上、決定する。

エ 広告の種類

静止画、動画を問わない。片方のみ、もしくは両方を用いることも可とする。

オ 広告素材

静止画については当課から素材を提供（JPG形式：サイズ1,200×1,200、1,080×1,920、1,200×628、600×400）。動画を使用する場合は5（1）で制作した動画と、当課で提供する5（1）オの4種の動画素材を流用するものとする。

カ 留意事項

スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれにおいても機能する仕様とすること。

（3）YouTube 広告配信

ア 広告形態

以下の広告を基本とし、委託者と受託者が協議の上、決定する。その他の広告の提案

も可とする。

- ・YouTube TrueView インストリーム広告

イ 広報の対象

- ・範囲：長野県全域
- ・年齢層：18 歳～65 歳以上及び年齢不明層。

ウ 広告配信期間

令和 7 年 11 月上旬から 3 カ月程度。

広告配信期間については、上記を基本とし、開始・終了時期等の詳細は、委託者と受託者が協議の上、決定する。

エ 使用動画

5（1）で制作した動画と、当課から提供する 5（1）オ 4 種の動画素材を流用すること。

6 成果品

（1）委託業務完了報告書（本業務で実施された内容、講じた改善策及び結果等）

- ・業務終了後は、配信実績・効果測定、及び今後の改善策について分析を行い、分かりやすく示した業務完了報告書を作成し、提出すること。

（2）5（1）で制作した動画を保存した電子媒体（DVD-R）2 部

（3）納品期限 令和 8 年 2 月 20 日

7 成果品の提出先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課企画指導係

8 留意事項

（1）広告及び各情報については、事前に県の許可を受けてから出稿又は投稿を行うこと。

（2）本業務で制作した広報素材データはエシカル消費の広報の目的の範囲内で、本業務以外でも活用することがある。

（3）本業務の成果物の所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、受託者は権利保留物について当該権利を非独占的に使用することとする。

（4）制作物が他の所有者や著作権、肖像権を侵害するものでないこと。

（5）個人情報の取得・保護・管理等については、以下の点に十分留意すること。

- ・受託者は、本業務上知り得た情報については、個人情報保護法及び長野県個人情報保護条例に則り、適正に取り扱うこととし、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- ・受託者は個人情報の保護に十分に注意し、流出、損失を生じさせないこと。

（6）次に掲げるサイトへ広告を掲載しないように配慮すること。

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

- ・ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・ 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・ 政治性または宗教性のあるもの。
- ・ 特定の主義主張を目的とするもの。
- ・ 上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないと認められるもの。

(7) 不適切なサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は、速やかに出稿を停止、委託者に報告の上、対応を検討すること。

(8) 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議をして定める。